

ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE

# 民間資金等活用事業推進委員会 第6回計画部会

平成29年3月14日

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
パートナー弁護士 赤羽貴

# 1. 指定管理者制度

---

- コンセッション事業と指定管理者制度の二重適用排除については、管理者の自由度を広げるという本来の趣旨からしてPFI法の改正において二重適用をしなくてもコンセッション事業により特定・不特定の利用者からの利用料金の収受ができることを明らかにするように検討。「公の施設」概念の要否検討。

## 2. 補助金等要件化

---

- 交付金や補助金の案件への申請に関しては、下水道・都市公園など補助対象事業においてPFI検討を要件化しているとの理解。各府省において補助金・交付金対象プロジェクトの洗い出しとPFI検討要件化の検討が必要。なお、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引き・参考2 支援制度の紹介」には各種制度記載があるがこれを含み検討。

### 3. バンドリング・広域化

---

- 下水道事業の一部で検討しているように、広域での行政単位においてプロジェクトのバンドリング化、規模の利益・効率化をできるスケールとするため、バンドリング化（基礎自治体を越えたバンドリング化を含む）の検討をすくなくとも補助対象事業については要件化することの検討が必要。バンドリングの範囲により補助率の変化も検討。

## 4. インフラ分野のすそ野拡大

---

- インフラ分野等においてどのような制度的ネックがあるかの洗い出し・検討。道路（横展開）、港湾、公共交通等について財政的観点（公的資金の民間資金へのキャピタル・リサイクルの観点）を含む。地方財政法、地方公営企業法も点検。また公共施設等総合管理計画においてもPFI/PPPとの取組状況を紐付けして、地方交付税等において考慮。

## 5. 民間提案

---

- 民間提案のPFI/PPP事業の場合の提案者の扱いの在り方の検証・検討。

## 6. サポーター制度

---

- サポーター制度をさらにすすめて導入可能性調査のみならずそれ以降の案件形成に必要なコストについても補助・支援を検討。